

[件名]絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(案)に関する意見

[宛 先]環境省自然環境局野生生物課

[団体名／部署名／担当者名]特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会(JWCS)／ 廣瀬光子・鈴木希理恵

[郵便番号・住所]〒180-0022 東京都武蔵野市境 1-11-19 モウト APT102

[電話番号]0422-54-4885

[ファックス番号]0422-54-4885

[メールアドレス]info@jwcs.org

[意見]

1 該当箇所

12～13 ペー ジ (2)生息域外保全と野生復帰の考え方

2 意見内容

国際希少野生動植物種の違法輸入生体については、輸出国またはその種の繁殖を目指す国内外の動物保護施設や動物園・水族館等の施設へ譲渡することも、絶滅危惧種の生息域外保全と位置付けるべきである。

3 理由

国際希少野生動植物種は、ワシントン条約の附属書 I に指定されている種であるため、絶滅のおそれのある種であり、かつ取引による影響を受けている、または受けることのある種であり、生息域外保全の対象として考えるべきである。

また、条約本文に違法輸入生体について輸出国への返送または条約の目的に沿うと認める他の場所へ送ることが定められているため、当該戦略においても位置付けることが必要と考えられる。

1 該当箇所

14 ページ (2)各種制度の効果的な活用

2 意見内容

違法輸入個体を減少させるために、ワシントン条約の附属書Ⅱおよび附属書Ⅲの指定種についても、種の保存法の国際希少野生動植物種としての指定を推進するべきである。

3 理由

ワシントン条約の附属書掲載種については、インターネット取引や犯罪組織の関与などにより、密猟が激化していることが指摘されている。少なくともワシントン条約の附属書Ⅱの掲載種については、原則として輸出国政府の発行する輸出許可書が必要であるにも関わらず、インターネット上では輸出許可書等の表示のない個体の広告が多くみられるため、種の保存法での規制が必要であると考えられる。

・密猟の激化について：<http://wildlife.cocolog-nifty.com/blog/2014/02/post-d68a.html>

・輸出許可書等の表示のない個体のネット販売について：

http://www.trafficj.org/publication/TJ-internetauction_survey_report-2013.pdf

1 該当箇所

17～19ページ (1)種の保存法による絶滅危惧種の保全

2 意見内容

国際希少野生動植物種についての記載がまったくないため、国際希少野生動植物種の保全について記載するべきである。

3 理由

ワシントン条約の締約国として、附属書Ⅰに指定されている絶滅危惧種の保全に貢献する責務があるため。

1 該当箇所

20ページ 1行目～13行目、海洋生物について

2 意見内容

海洋生物の保全のためには他国との協力も必要なため、ボン条約を採択して国際的な枠組みの中で、アカウミガメなどの絶滅危惧種の保全を進めていく必要がある。

3 理由

海洋生物の中にはウミガメ類などのように長距離を移動しながら生活している種も多く、日本 国内だけでの保全策の実施では、絶滅の危機を回避できない可能性が高いため。

1 該当箇所

21ページ (4)保全手法及び保全技術の開発と普及 16行目～25行目、生息域外保全 について

2 意見内容

国際希少野生動植物種の違法輸入生体が没収された場合で、輸出国等の受け入れが困難な場合には、国内の動物園・水族館等施設にて適切に飼育し、遺伝子の保全に貢献するべきである。

3 理由

絶滅危惧種の輸出国または原産地が発展途上国である場合には、当該国内に適切な保護施設等がない場合も考えられる。特に絶滅の危機の高い種については、1個体の生死でも影響が大きい場合もあり、ワシントン条約の締約国の責務として、国際希少野生動植物種の保全に責任を持つ必要があるため。

1 該当箇所

23ページ (2)社会的な理解の促進

2 意見内容

ペットや野生生物由来の物を購入したり、原材料として利用したりする消費活動が、国際的に絶滅の危機にさらされている生物に影響を与えていることについても、具体的な取り組みとして普及すべきである。

3 理由

前述のようにインターネット取引や犯罪組織の関与などにより、密猟が激化していることが指摘されており、中国をはじめとするアジア諸国、密猟された野生生物の加工品または生体の一大消費地と目されている。絶滅危惧種の保全のためには、その社会的な理解の促進が必要である。

1. 該当箇所

23ページ (2)社会的な理解の促進 22行

2 意見内容

「地域の NGO 等」を「NGO・NPO 等」に変えるべき

3 理由

前述のように国際希少種保全の普及啓発を進めるため、「地域」に限定すべきではない。